

資	料	提	供
平成23年11月21日			
担	当	財	政
(担当者)		(小牧)	
電	話	0857-26-7043	

平成23年11月定例県議会付議案

- 議案第 1号 平成23年度鳥取県一般会計補正予算**
議案第 2号 同 鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算
議案第 3号 同 鳥取県営電気事業会計補正予算
議案第 4号 同 鳥取県営工業用水道事業会計補正予算
議案第 5号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算

議案第 6号 鳥取県公害防止条例の一部改正について（水・大気環境課）

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部が改正され、ばい煙量等の測定結果の記録保存の義務付けが行われたこと等に伴い、同法の対象とはならないばい煙排出者についても同様の義務を課す等、所要の改正を行うものである。

(概要)

- ①ばい煙又は汚水を排出する者に対し、ばい煙量等又は汚水の汚染状態の測定結果の記録の保存を義務付ける。
- ②汚水を排出する事業場の設置者等に対し、水質事故時における応急の措置及び知事への届出を義務付けるとともに、応急の措置を講じていないと認められるときは応急の措置を講ずるよう命ずることができることとする。
- ③上記①の義務及び②の命令に違反した者に対する罰金を新たに設けるとともに、施設設置時の届出義務等違反に対する罰金を引き上げる。
- ④その他所要の規定の整備を行う。

[公布施行]

議案第 7号 鳥取県屋外広告物条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について（景観まちづくり課、自治振興課）

景観行政団体である鳥取市が景観計画に即して屋外広告物の規制を行うことができるよう、屋外広告物に関する条例の制定等の権限を移譲するものである。

(概要)

- ①鳥取県屋外広告物条例の一部改正
 広告物等の規制を行う条例の制定及び改廃に関する事務は、鳥取市が処理することとする。
- ②鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正
 鳥取県屋外広告物条例に基づく事務を処理する市町村から鳥取市を除く。

[規則で定める日から施行]

議案第 8号 鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について（産業振興総室）

県内における企業立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって県内経済の活性化に資するため、企業立地事業に対する助成を拡充するものである。

(概要)

職員教育施設・支援業又は自然科学研究所に係る補助金額の算定において、投下固定資産額に乗じる割合を100分の30（現行 100分の20）とする。

[公布施行]

議案第 9号 鳥取県道路占用料徴収条例の一部改正について（道路企画課）

道路法施行令の一部が改正され、食事施設等が道路占用許可対象物件として追加されたことに伴い、県が管理する道路における当該物件の占用料の額を定める等所要の改正を行うものである。

(概要)

占用物件		単位	占用料の額			
			非課税とされる占用		非課税とされる占用以外の占用	
			市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域
食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	近傍類似の土地の時価に0.014を乗じて得た額	近傍類似の土地の時価に0.018を乗じて得た額	近傍類似の土地の時価に0.0147を乗じて得た額	近傍類似の土地の時価に0.0189を乗じて得た額
	その他のもの		近傍類似の土地の時価に0.025を乗じて得た額		近傍類似の土地の時価に0.02625を乗じて得た額	

[公布施行]

議案第 10号 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について（会計指導課）

受益と負担の公平確保を図るため、これまで手数料を徴収していなかった各種事務について、新たに手数料を徴収するとともに、既存の手数料の額を見直す等所要の改正を行うものである。

(手数料の概要)

設定

区分	単位	金額
鳥取県立保育専門学院に在学する者以外の者に対する履修状況等の事実を証する書類の交付	1件につき	420円
鳥取県立看護師等養成施設に在学する者以外の者に対する履修状況等の事実を証する書類の交付	1件につき	420円

引上げ

区分	単位	金額	
		現行	改正後
介護支援専門員証の再交付	1件につき	1,100円	1,200円
介護老人保健施設の開設の許可	1件につき	63,000円	64,000円
動物取扱業の登録	1件につき	11,000円	15,000円
動物取扱業の登録の更新	1件につき	8,000円	12,000円
家畜改良増殖法に基づく家畜人工授精講習会の実施	1件につき	17,160円	18,000円
雌牛の体内からの受精卵の採取	1件につき	43,000円	43,900円
家畜伝染病予防法に基づく家畜の検査			
馬伝染性貧血	1件につき	1,200円	1,300円
ヨーネ病のうち酵素免疫測定法	1件につき	630円	680円
教育職員の普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長	1件につき	2,000円	2,200円
教育職員の旧免許状所持現職教員に係る免許状更新講習の修了確認期限の延期	1件につき	2,000円	2,200円

その他見直し

区 分	金額等	
	現 行	改正後
危険物取扱者免状の書換え交付	(1件につき700円)	免状の交付又は再交付と同時に行う場合は徴収しない。
消防設備士免状の書換え交付	(1件につき700円)	免状の交付又は再交付と同時に行う場合は徴収しない。
少額領収書等の写しの開示		
開示の請求に係る手数料	300円	徴収しない。
開示の実施に係る手数料		
閲覧	少額領収書等の写し100枚までごとにつき100円	徴収しない。
CDに複写したものの交付	CD1枚につき50円に少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額	CD1枚につき30円
DVDに複写したものの交付	DVD1枚につき90円に少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額	DVD1枚につき50円
収支報告閲覧対象文書の写しの交付		
CDに複写したものの交付	CD1枚につき50円に収支報告閲覧対象文書1枚ごとに10円を加えた額	CD1枚につき30円
DVDに複写したものの交付	DVD1枚につき90円に収支報告閲覧対象文書1枚ごとに10円を加えた額	DVD1枚につき50円

廃 止

豚コレラ、炭疽等の家畜伝染病のまん延の防止のために行う家畜に対する注射、薬浴及び投薬並びにこれらの事務を行った旨の証明書の交付

[平成24年4月1日施行ほか]

議案第11号 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について（警察本部警務課）

警察職員が東日本大震災の被災地において行う災害警備、遭難救助、死体取扱作業等の特殊性に鑑み、これらの作業に従事した場合の災害応急手当及び死体取扱手当の特例を設けるとともに、2以上の死体を取り扱う作業の不快さに鑑み、死体取扱手当の算定単位を改め、緊急な呼出しを受けて作業に従事する場合の死体取扱手当の特例を定めるものである。

(概 要)

①東日本大震災の被災地における特例の設定

- ・東日本大震災の被災地で1日10体以上の死体を取り扱った場合及び同地において災害警備等の作業に従事した場合の死体取扱手当及び災害応急手当の額は、通常の額の2倍とする。
- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内、警戒区域内等において作業に従事したときは、特例として災害応急手当を支給する。
- ・上記の特例については、平成23年3月11日から適用する。

②死体取扱手当の算定単位の見直し等

- ・死体取扱手当の額の算定単位を死体の体数（現行 従事した日数）とする。
- ・緊急な呼出しを受けて死体取扱作業に従事した場合には、死体取扱手当の額の加算を行う。

[公布施行ほか]

議案第12号 財産の取得（青谷上寺地遺跡保存用地）についての議決の一部変更について（文化財課）

史跡青谷上寺地遺跡の保存、整備及び活用のため、公有化年次計画に基づき、本年度中に追加して用地を取得するものである。

（変更の概要）

相手方：変更前 鳥取市個人 ほか30名

↓

変更後 鳥取市個人 ほか40名

譲渡財産：下表のとおり

変更前				変更後			
所在地	種類	数量	取得予定価格	所在地	種類	数量	取得予定価格
鳥取市青谷町青谷字上寺地4204番3ほか42筆	土地	46,742.58㎡	614,199,690円	鳥取市青谷町青谷字上寺地4204番3ほか64筆	土地	64,709.58㎡	836,186,390円

議案第13号 損害賠償等請求控訴事件に係る和解について（道路企画課）

和解の相手方：甲 岡山市 企業

乙 岡山市 企業

和解の要旨：①県は、解決金378,000円を甲に、184,000円を乙に支払う。

②和解の相手方は、その余の請求をいずれも放棄し、県と和解の相手方との間には、本件和解条項に定めるもののほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。

③訴訟費用は、第1、2審とも各自の負担とする。

概要：平成19年1月30日に一般国道179号の人形峠付近で起こったスリップ事故に係る損害賠償等請求事件及び代位求償請求事件について、平成22年10月19日言渡しのあった岡山地方裁判所の判決を不服として控訴していたところ、広島高等裁判所岡山支部から和解勧告があり、和解勧告の内容が、県の主張について一定程度理解を示された内容であることから、和解に応じようとするものである。

議案第14号 関西広域連合規約の変更に関する協議について（企画課）

関西広域連合規約の一部を変更することに関し協議することについて、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものである。

（概要）

- ・広域連合が処理する事務のうち「広域産業振興分野」に、本県が新たに参加しようとするもの。
- ・広域連合が処理する事務のうち「資格試験・免許等分野」に、徳島県が新たに参加しようとするもの。

議案第15号 当せん金付証券の発売について（財政課）

平成24年度宝くじ発売総額：51億円以内
(平成23年度宝くじ発売議決額：52億円以内)

議案第16号 平成22年度決算の認定について（財政課）

一般会計歳入歳出決算額

歳入	374,484,442千円		
歳出	360,115,853千円	翌年度に繰り越すべき財源	3,057,215千円
差引	14,368,589千円	実質収支	11,311,374千円

特別会計歳入歳出決算額

歳入	128,000,198千円
歳出	126,004,608千円
差引	1,995,590千円

議案第17号 職員の給与に関する条例等の一部改正について（人事企画課）

人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」を踏まえ、職員の給与改定を行うものである。

(概要)

- ・給料表：現行の給料表を0.6%引き下げ（医療職給料表（1）の適用を受ける職員を除く）

[平成24年1月1日施行]

議案第18号 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について（人事企画課、教育総務課）

一般職の職員に準じ、知事等の給与の改定を行うものである。

[平成24年1月1日施行]

報 告 事 項

報告第 1号 平成22年度鳥取県継続費精算報告書について（財政課）

事業名	年度	精算額 (円)
八頭高等学校南体育館等耐震改修事業費	20～22年度	310,310,700
鳥取商業高等学校管理教室棟等耐震改修事業費	21～22年度	494,591,770
鳥取工業高等学校共通実習棟アスベスト撤去事業費	21～22年度	82,613,325
米子工業高等学校整備費	18～22年度	224,044,079
鳥取西高等学校整備費	20～22年度	94,590,300
倉吉農業高等学校畜産管理室改築事業費	20～22年度	43,173,800

報告第 2号 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成23年10月17日専決）（農政課）

和解の相手方：岩美町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 195,530 円（県過失 9 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 23 年 8 月 22 日、東部総合事務所の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、交差点に進入した際、右方道路から進行してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成23年10月28日専決）

（警察本部会計課）

和解の相手方：岩美町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 45,801 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 23 年 5 月 11 日、鳥取警察署の職員が、公務のため普通特種自動車（小型輸送車）を運転中、方向転換をしようとした際、和解の相手方が設置する境界ポールに接触し、同境界ポールを破損させたものである。

(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成23年10月28日専決）

（警察本部会計課）

和解の相手方：倉吉市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 48,315 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 23 年 7 月 29 日、倉吉警察署の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、用務先の敷地に入るため後退した際、後方に停止していた和解の相手方所有の軽貨物自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成23年11月2日専決）

（警察本部会計課）

和解の相手方：琴浦町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 567,000 円（県過失 9 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 22 年 12 月 14 日、八橋警察署の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、交差点に進入した際、右方道路から進行してきた和解の相手方所有の軽貨物自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成23年11月4日専決）

（子育て応援課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 108,706 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 23 年 9 月 21 日、子育て応援課の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場内で後退した際、駐車していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(6) 鳥取県児童福祉法第 62 条の 3 の規定による過料に関する条例の一部改正について

（平成23年11月9日専決）（子ども発達支援課）

児童福祉法の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項及び用語の整理を行うものである。

[平成 24 年 4 月 1 日施行]

(7) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について（平成23年11月13日専決）

（景観まちづくり課）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例中引用している条項及び用語の整理を行うものである。

（改正する条例）

- ・鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例
- ・鳥取県旅館業法施行条例
- ・鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例

[公布施行]

報告第 3 号 長期継続契約の締結状況について

件 数 新規 20 件